

吹田市立小・中学校英語指導者等派遣業務  
公募型プロポーザル 実施要領

令和5年（2023年）11月

吹田市教育委員会 学校教育部 学校教育室

この「吹田市立小・中学校英語指導者等派遣業務 公募型プロポーザル 実施要領」（以下「本書」という。）は、吹田市（以下「本市」という。）が実施する吹田市立小・中学校英語指導者等派遣業務（以下「本業務」という。）を委託するため、本業務を受注する民間事業者（以下「受託者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めるものである。また、本書は、公募参加希望者に交付するものであり、本書及び添付資料及び以下の書類で一体を成すものである。

- ① 本書及び添付資料の他、本市が公表した書類
- ② 上記に関する質問回答書

# 第1 業務概要

## 1 業務名称

吹田市立小・中学校英語指導者等派遣業務

## 2 目的

- (1)英語を母語とする、又は英語を母語とする者と同程度の英語力を有する者である英語指導者を吹田市立小・中学校に派遣し、児童・生徒の英語に関する興味・関心を高め、「聞く」「話す」などの英語運用能力を育み、英語教育の充実を図る。
- (2)英語だけの世界を楽しみながら、英語使用国出身者等と直接関わる体験を通して、英語によるコミュニケーション力を育むこと。
- (3)国際化した社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するため、自己を確立するとともに、他者を受容し、共生しながら行動できる力を育成できるよう国際理解教育を推進する。

## 3 業務内容

- (1)小・中学校への英語指導者派遣業務
- (2)小学校において4年生を対象に、英語だけの世界を楽しみながら、英語を母語とする者等と直接関わる体験を通して、児童の英語によるコミュニケーション力を育む活動（以下「えいご Kids 体験活動」という。）の企画・実施。（4年生以外の学年も対象にすることは可能であるが4年生は必ず対象とすること。）
- (3)小・中学校において、国際理解教育の企画・実施  
上記（1）～（3）のことを踏まえて、業務の詳細は、別紙1「吹田市立小・中学校英語指導者等派遣業務仕様書」に従うこと。

## 4 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

## 5 履行場所

- (1)英語指導者派遣業務  
吹田市立小・中学校（54校）のうち、本市が指定する38校（多少の変動の可能性はあり）
- (2)えいご kids 体験活動  
吹田市立小学校（36校）
- (3)国際理解教育  
吹田市立小・中学校（54校）

## 6 派遣人数

- (1)就業時間が8時40分から15時30分までの者 6人（1人当たり3～4校を担当する）
- (2)就業時間が8時40分から17時00分までの者 21人（ // ）

## 7 提案上限額

455,201,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、各年度別上限額は、下表の金額の範囲内で、企画提案書にて見積金額を提案すること。

《年度別上限額》

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
—	152,232,000円	152,232,000円	150,737,000円	455,201,000円

※消費税及び地方消費税の額を含む。

## 8 総派遣見込時間数

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
0時間	39,432.75時間	39,432.75時間	39,044.25時間	117,909.75時間

## 9 受託者の選定方法

公募型プロポーザルとする。

### 第2 プロポーザル参加資格条件

1 参加資格を有する者は、次の各号を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て。

エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て。

(3) 令和2年度から令和4年度までの法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくはその構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(5) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年9月28日条例第50号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

(7) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されており、希望種目が「人材派遣」であること。

(8) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(9) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

(10) 令和3年度から令和5年度までのうち少なくとも2つの年度において、地方公共団体における

英語指導者派遣業務実績があること。

(11)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を受けていること。

2 参加者は、契約候補者決定までの間に、上記第2の1に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

### 第3 選定スケジュール

1	本書の公表	令和5年11月20日（月） （午後5時までに本市ホームページに掲載する）
2	質問の受付	令和5年11月20日（月） ～令和5年11月27日（月）午後5時まで
3	質問に対する回答	令和5年12月4日（月） （午後5時までに本市ホームページに掲載する）
4	参加表明書等の受付	令和5年11月20日（月）～令和5年12月8日（金） （平日午前9時から午後5時までの間に持参すること）
5	参加資格審査の結果通知	令和5年12月11日（月）午後5時まで
6	企画提案書の受付	令和6年1月9日（火）～令和6年1月12日（金） （平日午前9時から午後5時までの間に持参すること）
7	プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年1月29日（月）午後1時15分（予定）～
8	選定結果の通知	令和6年2月2日（金） （午後5時までにメールにより通知する）

### 第4 実施要領の配布期間及び配布方法

#### 1 配布期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月8日（金）まで

#### 2 配布場所

吹田市ホームページ [トップページ→市政→市の組織・各課のご案内→学校教育部→学校教育室]又は[トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報]→令和5年度（2023年度）プロポーザル実施案件

#### 3 配布方法

ホームページ上に公開している募集要領をダウンロードすることによる配布

### 第5 応募及び参加の手続き等

#### 1 提出書類

- (1)（様式1）参加表明書（本市様式によること。上記ホームページよりダウンロード可）
- (2)（様式2）英語指導者派遣業務実績表（同上、「第2 プロポーザル参加資格要件」（10）参照）
- (3) 労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証（写し、「第2 プロポーザル参加資格要件」（11）参照）

#### 2 提出方法

事前に事務局に電話連絡の上（電話番号は「第15 事務局」参照。以下同じ）、平日午前9時から午後5時までの間に持参すること。

### 3 提出期限及び提出先

- (1)提出期限 令和5年12月8日（金）午後5時まで
- (2)提出先 「第15 事務局」宛に提出すること。

### 4 質問方法

質問は、学校教育室のホームページ（第4参照）掲載の「(様式3) 質問書」にてメールで行うこと（ファックス不可）。なお、本書に記載された事項以外の問合せは受付けない。

### 5 質問の受付期限

令和5年11月27日（月）午後5時まで

※メールの受信時刻を基準とする。なお、送信後、平日午前9時から午後5時までの間に受信確認の電話を入れること。

### 6 質問に対する回答方法

期間内に受けた質問については、令和5年12月4日（月）午後5時までに、学校教育室のホームページ上にて回答する。なお、個別には回答しない。

## 第6 参加資格審査結果の通知

### 1 通知内容

参加表明書を提出した者（以下、「応募事業者」という。）については、参加資格を審査し、審査結果を全応募事業者に対して通知する。応募事業者のみが、企画提案書の提出ができるものとする。

なお、参加資格がない旨を通知する場合は、その理由を付して通知する。

### 2 通知日

令和5年12月11日（月）午後5時まで

### 3 通知方法

メール

## 第7 企画の提案について

### 1 企画提案書（A4判縦・左綴り、任意様式）

1 応募事業者につき1つの企画提案を行うものとし、企画提案書6部を提出すること。

企画提案書を提出する事業者（以下、「提案事業者」という。）は、企画提案書に下表の(1)から(3)までの内容を含み、各項目がわかるように示すとともに、PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと。

なお、企画提案書には、表紙（片面印刷とすること）及び見積書のうち1部を除き、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。表示について事務局の指示があった場合、提案事業者はこれに従い、その部分を修正すること。

また、企画提案書はA4判片面換算で40ページ以内（表紙・目次等は含まない）とし、ページ番号を付した上で、クリップ留め等、分離が容易な方式で提出すること（製本、ホッチキス留め等は行わないこと）。

項目	内容
(1) 事業者に関する項目	ア 本業務に関する基本方針 イ 本業務の実施に向けて準備（業務フロー及びスケジュール等）の進め方 ウ 英語教育（又は外国語教育）に対する研究体制や取組 エ マネジメント体制

(2)	企画・技術提案に関する項目	ア 英語指導者（以下「AET」という。）の役割・AETの指導力を担保する取組 イ 児童・生徒の英語力の向上に向けた取組 ウ えいごkidsに関する企画・実施方法等 エ 国際理解教育に関する企画・実施方法等
(3)	独自提案	独自のノウハウや追加業務の提案
(4)	見積価格	・見積書（任意様式）に記載すること。 なお、経費の内訳として、年度別の本業務の総派遣見込時間数に対する1時間当たりの単価（消費税及び地方消費税を除く。小数点以下切り捨て）及び当該単価に総派遣見込時間数と消費税及び地方消費税を乗じた総見込額の両方を明示した形で記載すること。（「第1 業務概要」の7及び8を参照）

## 2 提出方法

事前に事務局に電話連絡の上、平日午前9時から午後5時までの間に持参すること。

## 3 提出期間及び提出先

- (1)提出期間 令和6年1月9日（火）～令和6年1月12日（金）午後5時（必着）  
(2)提出先 「第15 事務局」宛に提出すること。

## 4 応募の辞退

参加表明書（様式1）の提出以降、企画提案書の提出期日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、以下のとおり提出すること。なお、辞退した者はこれを理由として不利益な扱いは受けない。

- (1)提出期間 参加表明書の提出日から令和6年1月12日（金）午後5時まで  
(2)提出先 「第15 事務局」宛に提出すること。

## 第8 プレゼンテーション及びヒアリング審査・選定について

### 1 日時・場所

- (1)日時 令和6年1月29日（月）午後1時15分（予定）～  
(2)場所 吹田市教育委員会 学校教育部 第1会議室  
大阪府吹田市朝日町3番415号（さんくす3番館5階）

### 2 出席者

1 提案事業者あたり3名以内とし、出席者の氏名及び役職名をプレゼンテーション及びヒアリングの前日までに、事務局へ任意の様式にてファックス又はメールにより報告すること。また、出席者は、会社名を特定できるようなもの（社名の入った制服やバッジ等）を身に着けないこと。

### 3 実施時間等

1 提案事業者あたり40分（説明20分・質疑20分）とする。ただし、提案事業者数によっては、1提案事業者あたりの時間を短縮する場合がある。

### 4 審査項目・審査基準・配点

審査項目		審査基準	配点
(1) 事業者に関する項目	ア 本業務に関する基本方針	・本業務の目的を理解し、業務に取り組む意欲が十分であるか。	5

【30点】	イ 本業務の実施に向けて準備（業務フロー及びスケジュール等）の進め方	・受託者決定後から業務開始まで、業務開始の準備を円滑に進められる体制になっているか。	5
	ウ 英語教育（又は外国語教育）に対する研究体制や取組	・学習指導要領を理解しているか。適切な指導方法を理解し、英語指導者（以下「AET」という。）が適切に英語教育を指導するための体制となっているか。	5
	エ マネジメント体制	・AETに対する連絡体制は十分か。 ・トラブル等に対する対応方法は適切か。 ・AETの病気・事故等で派遣予定日に業務が履行できない場合の代替者の派遣体制は十分か。 ・AETの業務遂行能力の確認体制は十分か。	15
(2) 企画・技術提案に関する項目 【50点】	ア AETの役割・指導力を担保する取組	・授業内に限らず、教育活動全般におけるAETの役割に関する考え方は十分か。 ・どの派遣校にも同じ水準・同じ質のAETを派遣するための取組は十分か。	10
	イ 児童・生徒の英語力の向上に向けた取組	・学習指導要領を理解し、派遣校の教員と協働した授業づくりに関する取組は十分か。	10
	ウ えいごkidsに関する企画・実施方法等	・本業務の目的を理解し、具体的に実現可能な内容の提案となっているか。 ・英語が誰かの役に立つことへの気づきを促し、他者意識を芽生えさせ、思いやりを持つことを体験的に学ぶ活動など、児童が英語に直接関わる活動を通して英語力を育むことができるものとなっているか。	15
	エ 国際理解教育に関する企画・実施方法等	・本業務の目的を理解し、具体的に実現可能な内容の提案となっているか。 ・授業内外で国際的視野を育成するため、児童・生徒が多文化共生の考え方について、身近に感じるような取組や授業テーマとなっているか。	15
(3) 独自提案 【5点】	・独自のノウハウや追加業務の提案があるか。 ・本業務の目的を理解し、本市にとって有益な提案であるか。	5	
(4) 見積価格 【15点】	・見積価格が他の提案者の価格と比較して安価といえるか。 評価点＝評価基準点（15点）×応募者中最低見積額/提案見積額（小数点第2位以下四捨五入）	15	



## 5 最優秀提案事業者の決定方法

提案事業者の中から、吹田市立小・中学校英語指導者等派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の各委員（以下「選定委員」という。）が、審査基準等に基づき審査を行い、評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とする。

1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、プロポーザル選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。次順位者以降についても同様に決定する。

ただし、以下の各項のいずれかに該当する場合は、最優秀提案事業者として選定することはできない。

- (1)見積金額が提案限度額を超過している。
- (2)選定委員の評価点の平均が60点未満である。

## 6 結果通知

審査・選定結果については、令和6年2月2日（金）午後5時までに、全提案事業者に対して、メールにより通知する。最優秀提案事業者として決定されなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市に説明を求めることができる。

## 7 結果公表

### (1)公表方法

学校教育室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページの入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報において閲覧に供する方法により行う。

### (2)公表時期及び公表内容

最優秀提案事業者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表する。

- ア 最優秀提案事業者名並びにその提案金額と評価点
- イ 全提案事業者の名称 \*申込順
- ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け  
\*1位と順位付けした委員数の順、最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）表示
- エ 審査項目・基準、配点
- オ 選定委員の役職名
- カ 選定委員会の会議録の概要
- キ その他必要な事項

## 第9 契約手続き

- 1 本市は、最優秀提案事業者と選定された者に見積りを依頼するとともに、本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。
- 2 本市は、以下ア～ウのいずれかに該当し最優秀提案事業者と業務契約を締結しない場合は、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。
  - ア 本実施要領「第2 プロポーザル参加資格条件」の参加資格要件に定める要件を満たすことができなくなったとき
  - イ 契約交渉が成立しないとき又は最優秀提案事業者が本契約の締結を辞退したとき
  - ウ その他の理由により本契約の締結が不可能となったとき

## 第10 失格事由

提案事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

- 1 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- 2 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 3 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 4 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- 5 その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 第11 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

- 1 提案事業者が1者の場合も審査・選定を行う。ただし、選定委員の評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）の平均が60点未満である場合、または見積額が提案限度額を超過する場合は最優秀提案事業者なしとする。
- 2 提案事業者がない場合又は最優秀提案事業者として選定できる提案事業者がない場合は、再度公募を行う。

## 第12 委託料の支払方法

本業務に係る委託料の支払いは月払いとし、当該月の総派遣時間数に1時間当たりの単価を乗じた額により、後払いとする。

## 第13 独自提案による追加業務の実施

受託者は、企画提案書において提案した独自提案の追加業務について、本市との協議を経て決定した内容に基づき、本業務の一部として実施することができる。

## 第14 その他

- 1 応募・提案に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- 2 提出された書類の受領後の差替え及び再提出は、誤字等の軽微な変更を除き、認めない。
- 3 審査に必要な書類等の追加提出を求めることがある。
- 4 全ての企画提案書は返却しない。
- 5 提出された企画提案書は審査・選定の用途以外には使用しない。なお、選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。
- 6 提出された企画提案書の内容について、補足説明等を求めることがある。
- 7 最優秀提案事業者の企画提案書等により、本市と最優秀提案事業者との間で協議の上、仕様書の変更を行うことがある。また本要領に定めのない事項については、本市と最優秀提案事業者との間で協議の上、決定するものとする。
- 8 天災地変等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は本件公募プロポーザルを延期若しくは中止することがある。なお、この場合において、応募者は、本件公募プロポーザルに要した費用を吹田市に請求することはできない。

第 15 事務局

1 名称

吹田市教育委員会 学校教育部 学校教育室

2 所在地

〒564-0027 大阪府吹田市朝日町 3 番 415 号（さんくす 3 番館 4 階）

3 電話・電子メール

電話：06-6155-8229（直通） ※土、日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 30 分

電子メール：kyo\_sido@city.suita.osaka.jp